

大阪市職員共済組合非常勤嘱託職員（年金係）雇用条件

- 1 業務内容
 - ① 年金給付事業に関する事務（特定個人情報を扱う）
 - ② 窓口及び電話による年金受給者対応
 - ③ パソコン機器操作（主にデータ入力、文書作成等）
 - ④ 文書受付及び各種証明書の発行
 - ⑤ その他、業務として必要と認められるもの

- 2 雇用期間
 - 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
 - ・勤務成績等に応じて、最大2回まで更新する場合があります。（最長で令和10年3月31日まで）
 - ただし、満65歳に達した日以後における最初の3月31日以後は更新しません。
 - ・「職員の定年に関する条例(昭和59年大阪市条例第3号)」に基づき退職した方は、満65歳に達した日以後における最初の3月31日まで更新することができます。
 - ・満65歳以降も、勤務成績が特に優秀であると認められ、かつ健康状態が良好である方は、1年ごとの更新により、満70歳に達した日以後における最初の3月31日まで更新する場合があります。
 - ※令和7年4月1日現在で満65歳以上の方は応募できません。

- 3 勤務形態
 - 勤務日数：週4日（月～金曜日）（週30時間）
 - 勤務時間：午前9時00分から午後5時15分まで
（雇用契約が更新された場合、2年目以降は変更されることがあります。）
 - 休憩時間：45分
 - 休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
月曜日から金曜日のうち指定する1日（木曜日。雇用契約が更新された場合、2年目以降は変更されることがあります。）

- 4 勤務場所
 - 大阪市職員共済組合
 - 大阪市北区中之島1-3-20
 - 大阪市役所庁舎4階総務局事務室内

- 5 給与
 - ・給料（月額）：165,300円～211,700円^{※1}
 - ・期末・勤勉手当：309,110円～395,878円^{※2}
 - ・年収見込：1,631,510円～2,089,478円
 - ※1 給料（月額）は、採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定します。

※ 2 期末・勤勉手当は 1.87 月分ですが、雇用契約が更新された場合、2 年目以降は 4.6 月分となります。基準日以前 6 ヶ月の期間の実勤務日数等に応じた支給割合により支給します。

※ 上記給与は、募集時点のもので、給与改定等により採用時及び採用後には変更されることがあります。

- 6 通勤手当 支給あり（1 か月あたり 55,000 円上限）
- 7 社会保険 地方公務員等共済組合法、雇用保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法の定めによる
- 8 休暇等 （年次有給休暇）
付与日数：12 日
付与期間：令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
（特別休暇）
【有給】
忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、配偶者分べん休暇、育児参加休暇、災害等による通勤時の出勤困難な場合 等
（雇用契約が更新された場合、2 年目以降は夏季休暇）
【無給】
生理休暇、妊娠障害休暇、育児時間休暇、子の看護等休暇、短期介護休暇、ドナー休暇
- その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度があります。
- 9 健康診断 期日を指定して健康診断を行います。
（雇用契約が更新された場合は毎年 1 回）